

平成29年11月29日(水)
国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

記者発表資料

小出川の「不法係留船」を排除！！

～茅ヶ崎市中島地先で行政代執行～

京浜河川事務所では、小出川の茅ヶ崎市中島地先において、無秩序な船舶の係留を是正するため、行政代執行法に基づく行政代執行を、平成29年11月30日(木)8時30分から、同年12月1日(金)までの期間実施し、不法に係留している船舶や棧橋等を排除します。

(荒天の場合、日程を変更することがあります。)

京浜河川事務所及び神奈川県では、相模川下流部及び小出川の良い水面・水際利用の実態を図ることを目的として、平成23年11月、学識者、水面利用者、神奈川県、平塚市、茅ヶ崎市とともに「相模川・小出川水面等協議会」を設立し、協議を重ねて参りました。

上記の目的の達成のため、無秩序な係留の是正が必要であるとの協議会の意見を踏まえ、まず神奈川県が昨年小出川の神奈川県管理区間において不法係留船舶及び係留施設を排除する行政代執行を実施したところです。

今般、京浜河川事務所は小出川の茅ヶ崎市中島地先において行政代執行を実施することとしたものです。

船舶の行政代執行終了後から平成29年12月8日(金)にかけて、所有者不明の係留施設を河川法に基づく簡易代執行により除却します。

行政代執行期間中の現地取材は可能です。なお、一部の区域は安全管理上、立入を禁止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川県建設記者会、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

副所長 羽澤 敏行 (はざわ としゆき)

代表 045-503-4000

占用調整課長 小針 政博 (こばり まさひろ)

直通 045-503-4015

小出川における不法係留船対策について

1 行政代執行・簡易代執行の概要

小出川においては、これまで河川管理者の許可を得ずに河川区域内に存置を続けている船舶が多数存在し、これらの不法係留船は出水時に流出し橋脚に衝突したり、さらには相模湾まで流出する事故が起きたことがありました。また、不法係留施設の設置にあたり、河川管理施設が損傷されるなどしていました。

こうしたことから、相模川・小出川水面等利用者協議会（※）において、相模川および小出川の不法係留船等に対して行政代執行等を実施する方針とし、国と神奈川県で「相模川・小出川不法係留船対策に係る計画」を策定しました。この計画により、平成28年度には小出川の神奈川県管理区間において不法係留船舶に対する行政代執行が行われました。

今回は、小出川の国管理区間において、これまでの河川法に基づく指示や監督処分に従わず、自主的な移動や撤去に応じない者の所有する船舶について下記のとおり行政代執行するものです。併せて、所有者不明の係留施設についても簡易代執行します。

※学識者、河川管理者（国・神奈川県）、地元自治体、警察、水面等利用者で構成される。

【実施予定】

平成29年11月30日

行政代執行・簡易代執行着手

平成29年12月8日

行政代執行・簡易代執行終了



2 行政代執行・簡易代執行の対象件数（平成29年11月28日現在）

- (1) 船舶 4 艇
- (2) 係留施設 38 基

※これらの船舶や係留施設の数は、対象者の自主的な移動により減少することがあります。



小出川位置図

代執行を行う際は、作業を行うエリア毎に立入禁止区域を設定しますので、この区域には立ち入らないようにして下さい。

